

事務連絡
令和5年12月27日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市町村

厚生労働省老健局老人保健課

令和6年度介護報酬改定の施行時期について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ検討し、以下のとおりといたしましたのでお知らせします。

- ・ 6月施行とするサービス
居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、
通所リハビリテーション
- ・ 4月施行とするサービス
上記以外のサービス

なお、令和6年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善分については、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とすることとしています。

引き続き、上記の方針に基づき、令和6年度介護報酬改定に向けた省令・告示の作業等を進めてまいります。各都道府県・市町村におかれても、御了知いただきますとともに、関係団体に周知いただきますよう、お願いいたします。